

労働組合に入って 悩みを解決しよう



2 一方的賃下げ・契約時間削減は労基法違反

「経営が厳しい」などの理由で、時給が切り下げられたり、契約時間を削減されている事例が増えています。一方的な賃下げや契約時間の削減は、収入減につながり労基法違反です。労働組合があれば跳ね返せます。

1 職場運営改善のための話し合いを

長引く不況のもとで、大学生協の経営は厳しさをましています。こんな時こそ働くなかまの声に基づく、売場や組合員対応の改善が必要です。笑顔で働き、組合員に喜んでもらえるようにするために、労働組合は話し合いの場を求めるとともに、働く立場から意見をあげていきます。



3 快適な職場環境の実現を

いまだに冷暖房施設や休憩室が無いという大学生協があります。また、「人手が足りない」「忙しすぎる」などが原因で、やけどや切り傷などが発生しがちです。安心して働く事のできる環境を整えるために、労働安全衛生法は働く環境に必要な細かなことを定めています。労働安全衛生法を活用して、働きやすい快適な環境を実現させましょう。



労働基準法は守られていますか？

あなたの職場を、チェックしてみましょう。

		○	×
1	働きはじめた時に、契約書(通知書)で賃金等の条件が明示されている。		
2	労働時間は、何時から何時と決められている。		
3	休憩時間は、45分(1日6時間労働を超える時)、又は1時間(1日8時間労働を超える時)ある。		
4	休憩時間は、自由に使える。		
5	休日は、毎週1日以上、あらかじめ決められている。		
6	すべての労働者(パートやアルバイト含む)に有給休暇が与えられている。		
7	有給休暇をとる日は、自分で自由に決められる。		
8	時間給は法定最低賃金(地域別)を上回っている。		
9	年に1回健康診断(常時働く人)が実施されている。		
10	要件(週20時間以上)を満たしていれば、雇用保険に加入できる。		
11	就業規則が作成され、内容はいつでも見ることができる。		

※上記の項目は、労働基準法に定められていて使用者は守る義務があります。ひとつでも×がつくところは、なかまや同僚と話し合ってみましょう。

全国に広がるパートのネットワーク

全国の生協で働くパートのなかまは約9万人。そのなかで4万4千人のパートのなかまが生協労連に加盟し、くらしと権利を守るために活動をすすめるとともに、その経験を交流しています。

具体的には、「賃金の底上げをはかり、パートの処遇改善」「最低賃金の大幅引き上げを」「雇用の確保」「均等待遇の前進を」などを要求としてかけ、全国のなかまと連帯して活動をすすめています。

